

<2022 年 4 月 2 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>らくらく FX 積立取引約款</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 18 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が <u>18</u> 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2.～7. (略)</p> <p>※2022 年 4 月 2 日付改訂に係る本約款第 8 条第 1 項第 6 号の改訂につきましては、同年 4 月 9 日からの適用開始となります。なお、当該適用開始日の前日までの間は、2021 年 8 月 28 日付改訂の約款に定めるルールが引き続き適用されます。当該ルールについては、以下の URL をご確認ください。</p> <p>https://www.gaitame.com/t/product/updatelist/20210828_agreement.pdf</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>らくらく FX 積立取引約款</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 18 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が <u>20</u> 才以上 80 才以下の行為能力を有する個人であること。<u>ただし、18 才以上 20 才未満の個人のお客様 (既婚者は除きます。)</u> につきましては、<u>当社所定の書面による法定代理人の同意および当社が指定する書面の提出があること</u></p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2.～7. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>